

滋賀県人事行政の運営等の状況公告

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第1号）第2条および第3条の規定に基づき任命権者および人事委員会から報告を受けたので、同条例第4条の規定により、人事行政の運営の状況の概要および人事委員会の業務の状況を公表する。

令和8年9月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第1 人事行政の運営の状況の概要

1 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況等（職員数は、各年4月1日現在のものです。）（単位：人）

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和7年度	令和8年度		
一 般 行 政 部 門		3,557 (12)	3,568 (16)	11	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会終了に伴う減、育児休業取得者の代替措置に伴う増、公共事業対応等
教 育 部 門		11,706	11,758 (1)	52	法令基準の充足による教員の増等
警 察 部 門		2,683	2,747	64	警察事象の多様化による増
公営 企業 部門	病 院	1,202 (53)	1,235 (68)	33	小児患者への医療提供機能の強化等
	水 道 ・ そ の 他	158	164	6	
合 計		19,306 (65)	19,472 (85)	166	

（注1） 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員（フルタイムの会計年度任用職員を除く。）を除きます。

（注2） （ ）は、フルタイムの会計年度任用職員の数を内数で示します。

（注3） 一般行政部門には、知事の事務部局（公営企業部門を除く。）、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 職員の採用・退職・再任用者数（単位：人）

区 分		任命権者の別 知事部局、議会事務局および行政委員会事務局	教育委員会		警察本部		企業庁	病院事業庁	合 計
			教育職	その他	警察官	その他			
採 用	令和7年4月1日	228 (12)	620	24 (0)	68	8	1	124 (53)	1,073 (65)
	令和7年4月2日	58	0	6	20	3	1	38	126
	令和8年3月31日	(27)		(4)				(11)	(42)
	合 計	286 (39)	620	30 (4)	88	11	2	162 (64)	1,199 (107)
退 職	令和7年4月1日	41 (7)	30	5 (2)	27	5	2	35 (7)	145 (16)
	令和8年3月30日	95 (9)	276	14 (2)	42	7	1	110 (57)	545 (68)
	令和8年3月31日								
	定 年	0	0	0	0	0	0	2	2
	早期退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	95 (9)	276	14 (2)	42	7	1	108 (57)	543 (68)
合 計		136 (16)	306	19 (4)	69	12	3	145 (64)	690 (84)

再任用	162	96	12	16	3	8	11	308
-----	-----	----	----	----	---	---	----	-----

- (注1) 再任用については、更新の者を含みます。
- (注2) () は、フルタイムの会計年度任用職員の数を含みます。
- (3) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議会事務局および行政委員会事務局（令和8年4月定期人事異動）（単位：人）

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐級・ 主幹級	係長級・ 主査級	一般職員級	合計
異動者数	15	50	236	363	554	688	1,906
うち昇任者数	6	21	98	143	256	—	524

(注) 病院の医師および看護師は含みません。

イ 教育部門（令和8年4月定期人事異動）（単位：人）

	校長級	教頭級	主幹教諭級	教諭級	実習助手等	合計
異動者数	164	241	33	1,599	10	2,047
うち昇任者数	72	90	24	—	—	186

ウ 警察部門（令和8年3月定期人事異動）（単位：人）

	警視およびこれに 相当する職		警部および これに相当する職	警部補およびこれに相 当する職	巡査部長お よびこれに 相当する職	巡査および これに相当 する職	合計
	部長・ 参事官級	課長・ 管理官級					
異動者数	11	76	169	269	251	206	982
うち昇任者数	9	22	20	48	64	—	163

2 人事評価の状況 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2では、職員の執務については定期的に人事評価を行うこととされており、令和7年度における各任命権者における取組は次のとおりです。

- (1) 知事部局 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。
- (2) 教育委員会 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、加えて県立学校の教員等においては「総合評価」による人事評価も実施し、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。
- (3) 警察本部 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、地方警務官を除く職員を対象にその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は任用や給与等の人事管理の基礎として活用します。

3 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の概要（令和7年度普通会計決算見込）

区分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
7年度	655,329,119千円	178,547,665千円	27.2%

(注) 人件費は、職員の給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費（令和7年度普通会計決算見込）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
7年度	17,946人	83,196,049千円	18,574,246千円	35,955,791千円	137,726,086千円	7,674千円
		60.4%	13.5%	26.1%	100.0%	

(注1) 職員手当には、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、令和7年4月1日現在の人数(臨時講師等を除く。)です。

(注3) 給与費には、臨時講師等の分が含まれています。

(3) 特別職の給料等(令和8年4月1日現在)

給料月額	知事 副知事	1,320,000 円 1,030,000 円
議員報酬月額	議長 副議長 議員	1,030,000 円 900,000 円 840,000 円
期末手当	知事 副知事	6月期 1.75 月分
		12月期 1.75 月分
		計 3.50 月分
	議長 副議長 議員	6月期 1.75 月分
		12月期 1.75 月分
		計 3.50 月分

(4) 一般職員の給料等

ア 平均給料および平均年齢(令和8年4月1日現在)

区分	行政職職員		警察官		高等学校の教員		小・中学校の教員		技能労務職員	
	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢
県	337,863円	41歳 8月	364,519円	39歳 8月	397,555円	43歳 2月	380,236円	39歳 2月	315,774円	52歳 4月
国	342,178円	41歳 8月								

イ 初任給および採用2年後の給料(令和8年4月1日現在)

区分		県		国	
		決定初任給	採用2年経過日 の給料額	決定初任給	採用2年経過日 の給料額
行政職職員	大学卒	241,646円	248,968円	総合職 242,000円 一般職 232,000円	251,700円 240,900円
	高校卒	210,220円	221,915円	200,300円	211,600円
警察官	大学卒	276,225円	288,124円	269,200円	278,600円
	高校卒	248,460円	262,393円	230,400円	246,400円
高等学校 の教員	大学卒	269,919円	278,361円		
小・中学校 の教員	大学卒	269,919円	278,361円		

ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額(令和8年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職 職員	大学卒	294,636円	323,778円	374,027円
	高校卒	266,251円	290,149円	330,726円

(5) 行政職職員の級別人員(令和8年4月1日現在)

区分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な 職務内容 (代表的 な職名)	部長	部次長	本庁の課長	参事 課長補佐 (困難)	課長補佐 主幹 (困難)	主幹 係長 (困難)	係長・ 主査 主任主事・ 主任技師 (困難)
職員数	20人	51人	141人	275人	372人	623人	1,114人
構成比	0.5%	1.4%	3.8%	7.5%	10.0%	16.8%	30.1%

区 分	2 級	1 級	計
標準的な 職務内容 (代表的 な職名)	主任主事・ 主任技師 主事・技師 (高度)	主 事 技 師	
職 員 数	702人	402人 (18人)	3,700人 (18人)
構 成 比	19.0%	10.9%	100.0%

(注1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) 教育部門、警察部門に勤務する行政職給料表適用職員を含みます。

(注3) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(注4) () は、フルタイムの会計年度任用職員の数の内数で示します。

(6) 職員手当の種類および内容 職員には、給料のほかに手当が支給されます。

令和8年4月1日現在における主な手当の制度は、次のとおりです。

種 類		内 容
毎月決ま って支 給さ れる もの	地域手当	県内：給料月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、7.5/5.7を乗じて得た額との合計額に5.7%を乗じた額 東京都特別区：給料月額、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に20%を乗じた額
	扶養手当	父母等6,500円(行政職給料表8級、警察職給料表9級および研究職給料表5級の適用を受ける職員は3,500円。行政職給料表9級および医療職給料表(l)4級の適用を受ける職員は不支給。) 子13,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対し、各5,000円加算
	住居手当	月額13,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円まで
	通勤手当	1箇月当たりの支給限度額 150,000円 [交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給(6箇月の定期券を基礎とする額により支給) [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円から69,100円まで 駐車場利用料金(上限5,000円)
	そ の 他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等
勤務した実績に応じて支給	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当(70種) (全職員に占める手当支給職員の割合 32.3%、支給対象職員1人当たりの平均支給月額12,032円(令和7年度実績)) [支給額の多い手当] 教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当、教育業務連絡指導手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当
	時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給月額 51,142円(令和7年度実績。一般行政・警察を含む。)

さ れ る も の	そ の 他	宿日直手当等				
	期 末 ・ 勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.65月分を2回に分けて支給				
そ の 他	退職手当	区 分	勤続年数			最高限度
			20年	25年	35年	
		自 己 都 合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
		定 年 ・ 勸 奨	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分
		その他の加算措置	早期退職特例措置 3%～45%加算			
		(注) 令和7年度の1人当たり平均支給額は、定年・勸奨の場合で2,300万円、自己都合などの場合で331万円です。				

(注) 退職手当については、令和7年度末退職者にかかる月数です。

(7) 年次有給休暇の使用状況（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

任命権者の別	(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b)／(c) 平均取得日数	(b)／(a) 取得率
知 事 部 局	115,906.5日	41,035.1日	2,957人	13.9日	35.4%
教 育 委 員 会	432,537.8日	135,338.6日	11,162人	12.1日	31.3%
警 察 本 部	94,454.6日	25,156.1日	2,418人	10.4日	26.6%
議会事務局およびその 他の行政委員会事務局	1,803.1日	570.5日	46人	12.4日	31.6%
企 業 庁	2,694.0日	1,042.0日	81人	12.9日	38.7%
病 院 事 業 庁	41,530.0日	12,015.8日	1,249人	9.6日	28.9%

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(8) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得状況（令和7年度）（単位：人）

任命権者の別	令和7年度中の育児休業状況 （全職員）						令和7年度中に新たに育児休業が取得 可能となった職員の育児休業状況							
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知 事 部 局	121	111	5	59	1	30	119	45	102	45	0	0	0	0
教 育 委 員 会	190	815	2	48	3	23	308	297	173	297	2	0	3	0
警 察 本 部	80	77	2	20	0	1	125	23	75	23	0	0	0	0
議会事務局およびその 他の行政委員会事務局	2	3	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0
企 業 庁	1	1	0	0	0	0	3	1	1	1	0	0	0	0
病 院 事 業 庁	14	121	1	35	0	9	18	47	14	47	0	18	0	5

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(9) 修学部分休業、自己啓発休業、配偶者同行休業および高齢者部分休業の取得状況（令和7年度）

（単位：人）

任 命 権 者 の 別	修学部分休業	自己啓発休業	配偶者同行休業	高齢者部分休業
知 事 部 局	3	2	3	1
教 育 委 員 会	0	3	7	5
警 察 本 部	0	0	1	0

議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	0	1	0	0
合 計	3	6	11	6

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

4 分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分状況（令和7年度）

ア 職員の意に反する降任・免職状況

(単位：人)

任命権者の別	勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知事部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	2	0	0	0	0	0	2
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	2	0	0	0	0	0	2

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

イ 休職処分状況

(単位：人)

任命権者の別	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
知事部局	50	0	0	0
教育委員会	84	0	0	0
警察本部	14	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	2	0	0	0
病院事業庁	23	0	0	0
合 計	173	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 懲戒処分状況（令和7年度）

(単位：人)

任命権者の別	免職	停職	減給	戒告
知事部局	0	0	0	0
教育委員会	0	2	1	0
警察本部	0	0	2	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	0	1	0	1
合 計	0	3	3	1

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

5 退職管理状況

- (1) 再就職情報届出 滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例（平成28年滋賀県条例第17号）第3条の規定に基づき、平成28年4月1日から、職員であった者で、管理または監督の地位にある職員の職（部長

級、次長級および課長級の職等）に就いていたものは、離職後２年の間に営利企業等に再就職した場合には、再就職後速やかに、離職時の任命権者に再就職情報（再就職日、再就職先、再就職先における地位等）を届け出ることとしています。

令和７年８月１日から令和８年７月３１日までの間に、県に対し再就職情報の届出があった件数は、次表のとおりです。

（単位：件）

任命権者の別	知事部局、議会事務局および行政委員会事務局	教育委員会	警察本部	企業庁	病院事業庁	合計
届出件数	17	2	9	1	2	31

（注１） 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

（注２） 次の場合は再就職情報の届出の必要はありません。

- ・ 日雇いの場合
- ・ 国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人または特定地方独立行政法人の職員として採用された場合
- ・ 営利企業以外の法人その他の団体に就職した場合にあっては、再就職先での年間の報酬額が１６０万円以下の場合

※ 令和７年１２月１日以前に就職した場合にあっては、１０３万円以下の場合

（注３） 件数については、毎年度、前年８月１日から当年７月３１日までの１年間の件数を公表しています。

（注４） 届出を受けた事項の詳細については、取りまとめの上、毎年度公表しています。

県ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/soshiki/324401.html>

６ 人材育成に関する状況

- (1) 人材育成の基本方針（知事部局） 人こそが最大の経営資源であるとの認識のもと、令和６年度に策定（改定）した滋賀県職員人材育成・確保基本方針において、目指す職員像を「チャレンジ精神を持ち、滋賀に関わるすべての人とともに、未来を切り拓く行政のプロフェッショナル」と定めています。

その実現に向けて職員一人ひとりの能力を高めるとともに、県庁力の最大化を図るため、職員の意欲と能力の向上に資する取組やそれらが最大限に発揮できる職場環境の整備、また、職場への定着支援を含めた人材確保の取組などを総合的に進めています。

- (2) 主な研修の実績等（令和７年度）

ア 知事部局

(7) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
ステップアップ研修	職員の職階に応じて求められる能力の養成を図る。	1,522人
選択型研修	個々の職員が自らの状況に応じて研修を選択し、強みを伸ばし弱みを補う。	1,148人
職場支援研修	各職場の業務運営が円滑に遂行されるよう共通する課題の解決を図る（ＯＪＴ推進員研修、サポーター研修、キャリア形成支援研修、行政の基礎講座、障害者雇用理解促進研修、管理監督者向けｅラーニング講座、評価者研修）。	1,190人
指導者養成研修	政策研修センター研修における内部講師および職場の研修リーダーとなる「研修指導者」の養成を図る（人権研修指導者養成研修）。	19人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
職員派遣研修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	21人

イ 教育部門

(7) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
ステージ研修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、専門的技術を養い、新しい時代のニーズに対応できる教職員としての資質能力の向上を図る。	14,804人

マネジメント研修	管理職や学校組織の中核となる教員としての見識を高め、学校経営能力の向上を図る。	1,581人
職務研修	職務に応じた基本的知識、技能等を養い、専門職としての指導力の向上を図る。	793人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教職員支援機構主催の教職員中央研修講座に派遣した。	40人
民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	2人

ウ 警察部門

(7) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
採用時教養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または一般職員としての資質の育成を図る（初任科教養、初任補修科教養、一般職員初任科教養等）。	114人
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図る（警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等）。	18人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図る（部門別任用科教養、専科教養等）。	500人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた（警部任用科教養、警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等）。	117人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた（管区専科教養、警察大学校専科教養等）。	132人

7 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（令和7年度）

名 称	対 象 者	受 診 者 数 （人）		
		知事部局 企業庁 病院事業庁 行政委員会事務局 （教育委員会事務局を除く。）	教育部門 （教育委員会事務局を含む。）	警察部門
雇入時健康診断	新規採用者（採用内定者）	370	523	81
定期健康診断	全職員	5,734	3,367	2,755
生活習慣病健診	年齢・性別等により定める職員等	1,254	—	1,459
その他の健康診断	特定の業務に従事する職員	2,846	228	1,633

（注） 教育部門の定期健康診断、生活習慣病健診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含みません。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況 職員の福利厚生事業については、地方公務員法第42条に基づいて実施しています。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例（昭和31年滋賀県条例第34号）に基づき、一般財団法人

人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、一般財団法人滋賀県教職員互助会および一般財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホームページで公表しています。

項 目 \ 互助会	職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会
会員数（人） 令和7年4月1日現在	5,830	11,368	2,748
令和8年4月1日現在	5,874	11,521	2,848
掛金額（千円） 令和7年度	145,941	413,080	83,820
令和8年度	153,924	435,709	89,775
補助金の額（千円） 令和7年度	0	0	0
令和8年度	0	0	0

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（令和7年度）

任 命 権 者 の 別	公 務 災 害	通 勤 災 害	計
知事部局	16	6	22
教育委員会	115	2	117
警察本部	39	0	39
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	1	0	1
病院事業庁	15	0	15
合 計	186	8	194

第2 令和7年度 人事委員会の業務の状況

- 1 職員の競争試験および選考の状況 地方公務員法および職員の任用に関する規則（昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号）の規定に基づき、令和7年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

(1) 競争試験

ア 大学卒業程度試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
行 政	40人程度	264	163	61.7	136	94	48	3.4	36
行 政 (先行実施)	25人程度	771	693	89.9	142	86	50	13.9	34
警察事務	6人程度	52	34	65.4	19	14	10	3.4	6
社会福祉	10人程度	20	16	80.0	12	11	9	1.8	8
総合環境	6人程度	19	15	78.9	14	11	7	2.1	6
農 業	9人程度	25	18	72.0	15	11	10	1.8	6
林 業	10人程度	17	11	64.7	9	8	5	2.2	4
水 産	1人程度	3	3	100.0	3	3	2	1.5	2
建 築	1人程度	5	4	80.0	3	3	2	2.0	2
電 気 (電気工学)	3人程度	4	2	50.0	0	0	0	—	0
機 械	5人程度	2	2	100.0	2	1	1	2.0	1
総合土木	20人程度	3	1	33.3	1	1	1	1.0	0
総合土木 (先行実施)	10人程度	31	22	71.0	—	19	17	1.3	9
計		1,216	984	80.9	356	262	162	6.1	114

イ 大学卒業程度試験－経験者採用－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受 験 率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
行 政	10人程度	274	180	65.7	80	37	4.9	26
総合土木	20人程度	21	17	81.0	15	6	2.8	6
計		295	197	66.8	95	43	4.6	32

ウ 大学卒業程度試験－特別募集－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受 験 率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
社会福祉	3 人程度	25	13	52.0	13	3	4.3	3
総合環境	2 人程度	25	18	72.0	13	3	6.0	3
農 業	8 人程度	31	24	77.4	24	8	3.0	8
林 業	8 人程度	16	11	68.8	11	5	2.2	5
電 気 (電気工学)	3 人程度	9	5	55.6	5	1	5.0	1
機 械	4 人程度	8	6	75.0	6	2	3.0	1
総合土木	8 人程度	21	12	57.1	12	8	1.5	7
計		135	89	65.9	84	30	3.0	28

エ 高校卒業程度試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受 験 率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
一般事務	2 人程度	17	14	82.4	10	2	7.0	2
警察事務	3 人程度	13	12	92.3	12	4	3.0	4
総合土木	1 人程度	3	1	33.3	0	0	—	0
計		33	27	81.8	22	6	4.5	6

オ 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受 験 率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員A	3 人程度	63	29	46.0	14	3	9.7	3
小・中学校 事務職員B	1 人程度	8	8	100.0	7	1	8.0	1
計		71	37	52.1	21	4	9.3	4

カ 警察官（男性）採用試験

区 分		採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受 験 率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
県内	A 一般 (第1回)	37人程度	169	131	77.5	124	60	2.2	46
	A S P I (第1回)	5 人程度	44	25	56.8	19	10	2.5	4
	A 一般 (第2回)	4 人程度	50	32	64.0	29	9	3.6	8
	A S P I (第2回)	2 人程度	13	9	69.2	8	3	3.0	3

	B	11人程度	81	67	82.7	64	23	2.9	22
計			357	264	73.9	244	105	2.5	83
県外	B	2人程度	—	13	—	8	1	13.0	1
計			—	13	—	8	1	13.0	1

キ 警察官（女性）採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
A 一般 (第1回)	8人程度	64	44	68.8	44	19	2.3	11
A S P I (第1回)	2人程度	15	9	60.0	9	3	3.0	1
A 一般 (第2回)	2人程度	16	12	75.0	12	2	6.0	1
A S P I (第2回)	1人程度	4	2	50.0	2	1	2.0	0
B	4人程度	24	24	100.0	24	9	2.7	8
計		123	91	73.9	91	34	2.7	21

ク 障害者を対象とした職員採用試験

試験区分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	19	15	78.9	2	7.5	2
警察事務	1人程度	3	3	100.0	1	3.0	1
小・中学校事務	1人程度	5	5	100.0	1	5.0	1
計		27	23	85.2	4	5.8	4

(注) 申込者数および受験者数は第1志望のみの実人数であり、合格者数および採用者数には第2志望で当該試験区分を志望しているものを含みます。

(2) 採用選考

ア 採用選考

(単位：人)

一 般 職 員					
部 局 職	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	その他 (企業庁 含む)	計
部長およびその相当職	1	—	—	—	1
次長およびその相当職	1	—	—	—	1
課長およびその相当職	12	2	—	—	14
課長補佐およびその相当職	7	4	—	—	11
係長およびその相当職	12	7	—	—	19
主事、技師およびその相当職	139	17	7	4	167
技能労務職	5	—	—	—	5
計	177	30	7	4	① 218

警 察 官	
職	
警 視	4
警 部	11
警 部 補	2
巡査部長	3
巡 査	1
計	② 21
合計 (①+②)	239

(注) 併任、任命換えを含み、任命権者に委任しているものを除きます。

イ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
心理判定員	3	3	研究員	1	1
児童指導員	2	2	ダム管理技術員	2	2

児童福祉司	5	5	サイバー犯罪捜査官	1	1
職業訓練指導員	3	3	育休代替任期付職員（一般事務）	23	23
企業庁水道技術者	4	4	育休代替任期付職員（電気）	1	1
学芸員	3	3	育休代替任期付職員（獣医師）	1	1
工業技術総合センターの技師	1	1	育休代替任期付職員（保健師）	2	2
医師	5	5	育休代替任期付職員（警察事務）	4	4
獣医師	1	1	産休代替任期付職員（一般職員）	10	10
保健師	10	10	産休代替任期付職員（保健師）	1	1
保育士	3	3	産休代替任期付職員（警察事務）	2	2
歯科衛生士	1	1	産休代替任期付職員（司書）	2	2
文化財保護技術者	4	4	育休代替任期付職員（司書）	1	1
少年補導員	1	1	育休代替任期付職員（林業）	1	1
司書	4	4	任期付職員（林業）	1	1
薬剤師	2	2	任期付職員（土木、農業土木）	23	23
技術員	3	3	計	131	131

（注） 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職（係長およびその相当職以上の職をいう。）に任用した者を含みます。

ウ 任命権者委任分

（単位：人）

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医師	18	18	言語聴覚士	3	1
医療ソーシャルワーカー	5	0	臨床検査技師	10	3
作業療法士	4	1	理学療法士	9	1
看護師	106	85	育休代替任期付職員（臨床検査技師）	1	1
臨床工学技士	3	1	産休代替任期付職員（医療事務）	1	1
薬剤師	4	3	育休代替任期付職員（医療事務）	1	1
医療事務	2	1	会計年度任用職員	5,746	3,528
			計	5,913	3,645

（注1） 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき、会計年度任用職員は各任命権者へ、その他の職種は病院事業庁長へ選考の権限を委任したものです。

（注2） 会計年度任用職員は、フルタイムの人数を示します。

(3) 昇任選考

（単位：人）

一 般 職 員						警 察 官	
部 局 職	知 事 部 局	教 育 委員会	警 察 本 部	その他	計	職	
部長およびその相当職	5	—	—	1	6	警 視	14
次長およびその相当職	18	—	—	3	21	警 部	—
課長およびその相当職	54	1	4	6	65	警 部 補	—
課長補佐およびその相当職	67	6	1	8	82	巡査部長	—
係長およびその相当職	168	8	4	14	194	計	② 14
計	312	15	9	32	① 368	合計（①＋②）	382

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況 本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、令和7年10月20日に県議会および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

(1) 民間給与との比較

ア 月例給

公民較差（新規採用者を除く。） 11,776円 3.06%

イ 特別給

民間の支給割合 4.63月（公務の支給月数 4.60月）

(2) 民間給与との較差等に基づく給与改定

ア 給料表

国に準じて引上げ改定（平均改定率3.28%）

イ 初任給調整手当

国に準じて医師および歯科医師に対する手当額を引上げ

ウ 期末・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため引上げ（年間支給月数4.60月分 → 4.65月分）

期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定

エ 実施時期 アおよびイについては令和7年4月1日、ウについては同年12月1日

(3) 諸手当の見直し

ア 通勤手当の見直し

交通用具（自動車）使用者に対する通勤手当について、人事院勧告、民間の支給状況等を踏まえ、見直し

(ア) 「102km以上」を上限とする距離区分（4km刻み）を新設（現行は最長62km以上）

(イ) 現行の距離区分（14km未満を除く。）について、支給額を引上げ

(ウ) 駐車場（自動車）の利用に係る手当について、上限5,000円の範囲内で1か月当たり駐車料金相当額を支給（現行は上限3,500円の範囲内で1か月当たり駐車料金相当額の1/2を基本）

※ 併せて、駐車場（自転車等）についても上限1,500円の範囲内で1か月当たり駐車料金相当額の支給に見直し（現行は上限1,500円の範囲内で1か月当たり駐車料金相当額の1/2を基本）

イ 特勤勤務手当に準ずる手当の見直し

国に準じて特勤公署等への採用に伴い転居した職員に新たに支給

ウ 宿日直手当の見直し

国に準じて支給額を引上げ

エ 実施時期 令和7年4月1日（ア(イ)および(ウ)については令和8年4月1日）

(4) 教職調整額等の見直し

ア 教職調整額の引上げ

教職調整額の支給割合について、令和8年1月から毎年100分の1ずつ引き上げ、令和13年1月以降は100分の10（現行は100分の4）

※ 職務の級が3級または4級である教育職員の給料月額に加算措置

イ 義務教育等教員特別手当の見直し

法改正の趣旨を踏まえ、適切な対応を検討することが必要

(5) その他給与制度に関する事項

ア 職員の月例給与水準を適切に確保するための手当について、今後の国の法改正や他の地方公共団体の動向等を注視していくことが必要

イ 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築への対応について、国の動向を注視していくことが必要。また、国に準じて、先行する見直しとして、昇格に当たって昇格前の級に一定期間在級することを求める制度（在級期間）を廃止

(6) 人事管理に関する事項

ア 人材の確保・定着

(ア) 今後も人材確保は極めて厳しい状況が続く見込みであり、より危機感とスピード感を持って試験制度を抜本的に見直し、新たなフェーズに進めることが必要

(イ) 働きやすい職場環境づくりや、県の強み等の情報発信、全庁を挙げたインターンシップの充実等に取り組むとともに、採用辞退者抑制の取組をさらに充実させることが必要

- (ウ) 近年、若手職員の離職が増加傾向にあり、若手職員の定着とワーク・エンゲージメント向上に向けて引き続き取り組むことが重要

イ 全ての職員の活躍推進（県庁力の最大化）

- (ア) 年齢や性別、性的指向および性自認、障害の有無、育児や介護といった様々な事情を問わず、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、互いに支え合いながら県庁力を最大化することが重要
- (イ) 風通しの良い組織風土の醸成、役職段階に応じた切れ目のない人材育成への取組が必要

ウ 働き方改革の推進と心身ともに健康に働ける職場環境の構築

- (ア) 業務の進捗や終了に合わせて、新たな行政課題への対応や職員の過重な負担の軽減、働きやすい職場環境づくりのため、人的資源の必要な部署への的確なシフト、また、職員構成の変化にも対応した持続的で代替性のある業務執行体制の確保が重要
- (イ) マネジメントの重要な担い手である係長の負担が増大していると考えられ、支援が必要
- (ウ) 学校においては依然として長時間労働の解消には至っておらず、より実効性のある計画の策定、学校の管理職員をサポートする取組など教員の労働環境の改善が継続的に行われる仕組みの拡充、また、適切な教員数の確保に向けた取組の推進が必要
- (エ) 仕事と家庭生活の両立支援は、次世代の育成や女性活躍の推進の観点からも重要な取組であり、希望する全ての職員が気兼ねなく休暇や休業を取得できるよう、代替職員の確保による周囲の職員の負担増大防止等、職場環境の整備の推進とともに、選択的週休3日制度を含むフレックスタイム制度の導入について、職場の実情等を踏まえながら検討することが必要
- (オ) メンタルヘルス不調は組織にとっても重大な課題であり職場全体で早期に対応するとともに、職員の健康を守るため11時間を目安とした勤務間インターバルの確保に係る取組の推進が必要
- (カ) 職場におけるハラスメントを防止するため、相談しやすい雰囲気の醸成やハラスメントを起こさない職場環境の確立、カスタマーハラスメントへの組織としての対応が必要

エ 公務員倫理の徹底 任命権者において引き続き不祥事の再発防止に取り組むとともに、職員一人ひとりが相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することが必要

3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況 令和7年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりです。

(1) 措置の要求

区 分	令和6年度末 係 属 件 数	令 和 7 年 度			令和7年度末 係 属 件 数
		要求等件数	審理等回数	終結件数	
服 務	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件
その他	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件

(2) 審査請求

区 分	令和6年度末 係 属 件 数	令 和 7 年 度			令和7年度末 係 属 件 数
		請求等件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件
分限処分	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件
その他	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件